

一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例

令和5年3月23日

一関地区広域行政組合条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるとともに、死者の情報の保護が重要であることに鑑み、死者の情報の取扱い等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 管理者及び監査委員をいう。
- (2) 死者の情報 死者に係る情報であって、法第2条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、一関地区広域行政組合情報公開条例（平成19年一関地区広域行政組合条例第2号）第2条第3号に規定する公文書に記録されているものをいう。
- (3) 遺族等 死者の情報に係る当該死者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹その他同居の親族をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）において使用する用語の例による。

(個人情報の保有に関する届出)

第3条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、あらかじめ、保有する個人情報ファイル（法第60条第2項に規定する個人情報ファイルをいう。）の名称、当該個人情報ファイルを保有する所掌事務又は業務（法第61条の所掌事務又は業務をいう。）及びその利用目的を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 管理者は、前項の規定による届出の内容を記録しておかなければならない。

(利用に関する記録)

第4条 実施機関は、法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人

情報を利用するときは、当該保有個人情報の内容、その利用の目的その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(保有個人情報の提供に関する記録)

第5条 実施機関は、法第69条第2項の規定により利用目的以外の目的のために保有個人情報を提供するときは、当該保有個人情報の内容、その利用の目的、提供先、法第70条の規定により付した制限又は求めた措置その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(個人関連情報の提供に関する記録)

第6条 実施機関は、第三者に個人関連情報を提供するとき（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定されるときに限る。）は、当該個人関連情報の内容、その利用の目的、提供先、法第72条の規定により付した制限又は求めた措置その他必要な事項を記録しておかなければならない。

(開示請求に係る手数料等)

第7条 法第89条第2項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報が電磁的記録に記録されている場合における実施機関が定める開示の実施の方法（閲覧による方法を除く。）を含む。以下同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

(死者の情報の保有等)

第8条 死者の情報の適正な保有、利用、取得及び提供、安全管理措置その他死者の情報の保護に関し必要な事項については、法第61条、第63条から第67条まで、第69条及び第70条の規定の例による。

(死者情報の開示請求権)

第9条 死者の遺族等は、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する当該死者に係る死者の情報（当該遺族等を本人とする保有個人情報に該当するものを除く。）の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は実施機関が特別な理由があると認められた代理人（以下「代理人」と総称する。）は、遺族等に代わって前項の規定による開示の請求（以下「死者情報の開示請求」という。）をすることができる。

(死者情報の訂正請求権)

第10条 死者の遺族等は、当該死者に係る死者の情報（次に掲げるものに限る。次条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところによ

り、当該死者の情報を保有する実施機関に対し、当該死者の情報の訂正を請求することができる。ただし、当該死者に関する情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第12条第1項の規定によりその例によることとされる法第85条第3項に規定する開示決定（以下「死者情報の開示決定」という。）に基づき開示を受けた死者の情報

(2) 死者情報の開示決定に係る死者の情報であって、第12条第1項の規定によりその例によることとされる法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、遺族等に代わって前項の規定に基づく訂正の請求（以下「死者情報の訂正請求」という。）をすることができる。

（死者情報の利用停止請求権）

第11条 死者の遺族等は、当該死者に係る死者の情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該死者の情報を保有する実施機関に対し、当該死者の情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）の請求をすることができる。

(1) 第8条の規定によりその例によることとされる法第61条第2項の規定に違反して保有されているとき、法第63条の規定に違反して取り扱われているとき、法第64条の規定に違反して取得されたものであるとき又は法第69条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき。

(2) 第8条の規定によりその例によることとされる法第69条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき。

2 代理人は、遺族等に代わって前項の規定に基づく利用停止の請求（以下「死者情報の利用停止請求」という。）をすることができる。

（死者情報の開示請求等の手續）

第12条 死者情報の開示請求、死者情報の訂正請求及び死者情報の利用停止請求の手續については、次項から第5項までに定めるもののほか、法第5章第4節第1款から第3款まで（第78条第1項第1号及び第2号ただし書を除く。）の規定の例による。この場合において、法第78条第1項第2号本文及び第3号並びに第86条中「開示請求者」とあるのは「死者情報の開示請求に係る当該死者」と、第85条及び第96条中「行政機関の長等」とあるのは「実施機関」と、第85条第1項中「当該行政機関の長等が属する行政機関等以外の行政機関等」とあるのは「当該実施機関以外の実施機関」と読み替えるものとする。

2 死者情報の開示請求、死者情報の訂正請求又は死者情報の利用停止請求（以下「死者情報の開示請求等」という。）をする者は、実施機関に対し、次に掲げる書類を提示し、

又は提出しなければならない。

(1) 当該死者情報の開示請求等に係る情報によって識別される特定の個人が死亡していることを確認するに足りる書類。ただし、公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

(2) 当該死者情報の開示請求等をする者（次号において「請求者」という。）が当該死者情報の開示請求等に係る死者の遺族等に該当することを確認するに足りる書類

(3) 当該死者情報の開示請求をする者が請求者本人であることを確認するに足りる書類

3 第9条第2項、第10条第2項又は前条第2項の規定に基づき代理人が死者情報の開示請求等をする場合には、前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、当該死者の遺族等の代理人であることを証明するために必要な書類を実施機関に提示し、又は提出しなければならない。

4 死者情報の開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

5 第1項の規定によりその例によることとされる法第87条第1項の規定による写しの交付により死者の情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

6 第1項の規定によりその例によることとされる法第78条第1項第4号、第94条第1項若しくは第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は死者情報の開示請求等に係る不作為についての審査請求の手續については、次項及び次条に定めるもののほか、法第5章第4節第4款の規定の例による。

7 前項に規定する審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

（審査会への諮問等）

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合は、一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為についての審査請求があったとき（法第105条第1項各号に掲げる場合を除く。）。

(2) 前条第6項に規定する審査請求があったとき（同項の規定によりその例によることとされる法第105条第1項第1号から第3号までに掲げる場合を除く。）。

2 前項の規定による諮問は、法第106条第2項（前項第2号に係る諮問にあつては、行政不服審査法第9条第3項）の規定により読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写し（法第106条第2項（同号に係る諮問にあつては、行政不服審査法第9条第3項）

の規定により読み替えて適用する同法第30条第1項に規定する反論書が提出された場合にあっては、弁明書の写し及び当該反論書の写し)を添えてしなければならない。

- 3 第1項の規定による諮問をした実施機関は、当該諮問に対する答申があったときは、これを尊重して、速やかに当該審査請求についての裁決をしなければならない。この場合において、当該裁決は、審査請求がされた日（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じた場合にあっては、当該不備が補正された日）から起算して90日以内に行うよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第14条 管理者は、毎年度、法及びこの条例の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(補則)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(一関地区広域行政組合個人情報保護条例の廃止)

第2条 一関地区広域行政組合個人情報保護条例（平成19年一関地区広域行政組合条例第1号）は、廃止する。

(一関地区広域行政組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の一関地区広域行政組合個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第9条の規定によるその職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第2号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第12条第1項、第27条第1項又は第35条第1項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する公文書に記録されている個人情報（以下「旧記録個人情報」という。）の開示、訂正及び利用停止については、

なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧記録個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の旧記録個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その職務上知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧記録個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、一関市及び平泉町の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

6 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（一関地区広域行政組合情報公開条例の一部改正）

第4条 一関地区広域行政組合情報公開条例(平成19年一関地区広域行政組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 個人情報 個人に関する情報_____	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) [略] (4) 個人情報 個人に関する情報 <u>(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)</u> であって、当該情報に含まれる
_____であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、	氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) _____
_____をいう。ただし、法人その他の団体の活動に関する情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(個人情報保護 への配慮)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、個人情報 _____

_____の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人情報 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(6) [略]

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) 又は個人識別符号が含まれるものをいう。

(個人情報等保護 への配慮)

第3条 実施機関は、この条例の運用に当たっては、個人情報及び死者の情報（一 関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例（令和5年一関地区広域行政組合条例第1号）第2条第1項第2号に規定する死者の情報をいう。）（以下「個人情報等」という。）の保護に最大限の配慮をしなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) [略]

(2) 個人情報等 又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア～ウ [略]

(3)～(6) [略]

<p>(部分開示)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(個人情報に限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>(部分開示)</p> <p>第8条 [略]</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(個人情報等に限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例の一部改正)

第5条 一関地区広域行政組合個人情報保護・情報公開審査会条例(平成19年一関地区広域行政組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>一関地区広域行政組合個人情報保護条例(平成18年一関地区広域行政組合条例第76号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>第40条第1項</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>_____及び一関地区広域行政組合情報公開条例(平成19年一関地区広域行政組合条例第2号。以下「情報公開条例」という。)第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査し、審議するため、一関地区広域行政組合個人情</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)</u>第105条第3項において準用される同条第1項、<u>一関地区広域行政組合個人情報の保護等に関する条例(令和5年一関地区広域行政組合条例第1号。以下「個人情報保護等条例」という。)</u>第13条第1項及び<u>一関地区広域行政組合情報公開条例(平成19年一関地区広域行政組合条例第2号。以下「情報公開条例」という。)</u>第20条第1項の規定による諮問に応じ、審査請求について調査し、審議するため、一関地区広域行政組合個人情</p>

報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 個人情報保護条例第40条第1項

_____又は情報公開条例第20条第1項の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。

(2) 個人情報 個人情報保護条例第18条第1項、第30条第1項又は第38条第1項 _____に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報 _____をいう。

(3) [略]

（審査会の調査権限）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報_____又は公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報、

報保護・情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問実施機関 個人情報保護法第105条第3項において準用される同条第1項、個人情報保護等条例第13条第1項又は情報公開条例第20条第1項

_____の規定により審査会に諮問した実施機関をいう。

(2) 個人情報 個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項 _____に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報 _____をいう。

(3) 死者の情報 個人情報保護等条例第12条第1項の規定によりその例によることとされる個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項 _____に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る死者の情報 _____をいう。

(4) [略]

（審査会の調査権限）

第6条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報、死者の情報又は公文書の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報、

_____又は公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報_____に含まれる情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [略]

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された個人情報_____若しくは公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

死者の情報又は公文書の開示を求めることができない。

2 [略]

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、個人情報若しくは死者の情報に含まれる情報又は公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 [略]

(委員による調査手続)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第6条第1項の規定により提示された個人情報、死者の情報若しくは公文書を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第7条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。